

## 別紙

### 朝霞市小学校低学年複数担任制事業補助教員の勤務条件について

#### (1) 業務内容

補助教員は学校長の監督のもとに、小学校1学年及び必要に応じて小学校2学年の通常学級における学級担任の補助として、児童の学校生活への適応に係る支援、学習指導（基礎基本の徹底）、生徒指導（規律ある態度の育成）に従事する。

#### (2) 採用基準

補助教員は教員免許状等を有する者を原則とする。

#### (3) 任用期間

任期は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。補助教員が欠けた場合における補充の雇用期間は、前任者の残任期間とする。

#### (4) 配置

補助教員は、朝霞市教育委員会が指定した朝霞市立各小学校の1学年の学級数等に応じて、年度当初予算の範囲内で配置するものとする。

#### (5) 勤務日及び勤務時間

補助教員の勤務日及び勤務時間は、月曜日から金曜日までの課業日で、1日につき4時間以内とする。ただし、朝霞市教育委員会が特に必要と認める場合は、この限りでない。勤務日及び勤務時間の割り振りは、朝霞市教育委員会と当該学校長が協議の上定めるものとする。なお、勤務を割り振った日以外の日は、勤務を要しない日とする。

#### (6) 報酬等・交通費

報酬等及び交通費は、朝霞市会計年度任用職員の任用、勤務条件に関する条例施行規則によるものとする。

#### (7) 勤務状況報告

学校長は、その月における補助教員の勤務状況を勤務状況報告書により、朝霞市教育委員会学校教育部教育指導課長に報告するものとする。

#### (8) 出張

補助教員の出張は認めない。ただし、市内における校外学習等の引率は、勤務時間内において可とする。